

# 官報 号外 平成十年七月三十日

## ○第百四十二回 衆議院会議録 第一號

平成十年七月三十日(木曜日)

午後一時四分開議

平成十年七月三十日

午前十時開議

第一 議席の指定

第二 会期の件

○本日の会議に付した案件

日程第一 議席の指定

日程第一 会期の件

議院運営委員長辞任の件

議院運営委員長の選挙

内閣総理大臣の指名

内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員議長の

報告

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、会期

といたしたいと思います。これに賛成の諸君の起

立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、会期

は七十日間とすることに決まりました。

いたしたいとの申し出があります。これを許可す

るを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたしました。

議院運営委員長黒井善之君から、委員長を辞任

いたしたいとの申し出があります。これを許可す

るに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決りました。

これより点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありません。

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはあります。投票箱閉鎖。

これより名刺及び投票の計算並びに投票の点検を開票。

〔各員投票〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありません。

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはあります。投票箱閉鎖。

これより名刺及び投票の計算並びに投票の点検を開票。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(伊藤宗一郎君) つきましては、これより

議院運営委員長の選挙を行います。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に

御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に

手続を省略して、議長において指名されること

を望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) よって、動議のとおり決まりました。

議長は、議院運営委員長に中川秀直君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告いたします。

本日、橋本内閣総理大臣から、内閣は總辞職す

ることに決定した旨の通知書を受領いたしました。

た。

〔拍手〕

○議長(伊藤宗一郎君) これより内閣総理大臣の

指名を行います。

この手続は、衆議院規則及び先例によるところ

いたします。衆議院規則第十八条第一項によりま

すと、記名投票で指名される者を定めることが

なっております。お手元に配付の投票用紙に、指

名される者の氏名を記載し、かつ、投票者の氏名

を記載の上、木札の名刺を添えて持参されること

を望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

議院運営委員長黒井善之君から、委員長を辞任

いたしたいとの申し出があります。これを許可す

るを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたしました。

議院運営委員長黒井善之君から、委員長を辞任

いたしたいとの申し出があります。これを許可す

るを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたしました。

議院運営委員長黒井善之君から、委員長を辞任

いたしたいとの申し出があります。これを許可す

るを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたしました。

議院運営委員長黒井善之君から、委員長を辞任

いたしたいとの申し出があります。これを許可す





平成十年七月三十日 衆議院会議録第一号 内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員議長の報告

四

内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員議長の報告

○議長(伊藤宗一郎君) 内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員議長から報告書が提出されました。よって、この際、協議委員議長の報告を求めます。中川秀直君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(中川秀直君登壇)

○中川秀直君 内閣総理大臣の指名両院協議会の経過並びに結果を御報告いたします。

両院協議会協議委員は、先ほど議長より指名されました後、直ちに協議委員の議長、副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には大島理森君が当選いたしました。引き続き、両院協議室に両院の協議委員が参集いたしまして、くじにより、参議院側において議長を務めることとなりました。

協議会においては、まず最初に、参議院側から菅直人君に指名の議決を行つた趣旨について説明を聽取し、続いて、衆議院側から小渕恵三君に指名の議決を行つた趣旨について説明を聽取いたしました。

次いで、両院の協議委員の間で協議が行われました後、採決に入り、その結果、参議院及び衆議院いずれの指名の議決も出席協議委員の三分の二以上の賛成を得られず、両院協議会として成案を得るに至りませんでした。

以上、簡単ではございますが、御報告いたしました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) ただいま両院協議会協議委員議長から報告されましたとおり、両院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十七第二項により、本院の指名の議決が国会の議決となりました。よって、国会法第六十五条第一項により、直ちに奏上することいたします。(拍手)

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
科学技術委員 任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
運輸委員 辞任

大島 理森君 换欠

江渡 肇徳君 换欠

秋葉 忠利君 换欠

上原 康助君 换欠

川崎 二郎君 换欠

博司君 换欠

農林水産委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

博司君 换欠

辻信委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

博司君 换欠

環境委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

辻信委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

環境委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

環境委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

内閣委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

上原 康助君 换欠

秋葉 忠利君 换欠

川崎 二郎君 换欠

博司君 换欠

農林水産委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

博司君 换欠

法務委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

辻信委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

環境委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

辻信委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

環境委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

内閣委員 辞任

川崎 二郎君 换欠

○議長の報告  
(報告書受領)  
一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領しました。  
国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成十年一月一日から同年六月三十日までの間ににおける同法の施行状況報告書

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領しました。  
平成九年度第四・四半期(出納整理期間を含まず)における予算使用の状況  
平成九年度第四・四半期における国庫の状況

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
地方行政監視委員 辞任

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
地方行政監視委員 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
建設委員 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
外務委員 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
春名 真章君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
春名 真章君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
土井たか子君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
土井たか子君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
西田 猛君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
鶴淵 俊之君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
久保 哲司君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
鶴淵 俊之君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
岩永 峯一君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
岩永 峯一君 辞任

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
大島 理森君 辞任

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。



五 社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

平成十年七月二十九日 厚生委員長 柳沢 伯夫

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 農林水産業の振興に関する件  
二 農林水産物に関する件  
三 農林水産業団体に関する件  
四 農林水産金融に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

農林水産委員長 北村 直人

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)  
二 通商産業の基本施策に関する件  
三 中小企業に関する件  
四 資源エネルギーに関する件  
五 特許及び工業技術に関する件  
六 経済の計画及び総合調整に関する件  
七 私的独占の禁止及び公正取引に関する件  
八 鉱業と一般公益との調整等に関する件  
右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 商工委員長 斎藤斗志一

右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

陸運に関する件等閉会中審査報告書

一 陸運に関する件  
二 海運に関する件  
三 航空に関する件  
四 港湾に関する件  
五 海上保安に関する件

六 觀光に関する件  
七 気象に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

運輸委員長 大野 功統

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 農林水産業災害補償制度に関する件  
右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

農林水産委員長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 日本放送協会平成八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書  
二 通信行政に関する件  
三 郵政事業に関する件  
四 郵政監察に関する件  
五 電気通信に関する件  
六 電波監理及び放送に関する件  
右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

通信委員長 坂上 富男

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)  
二 通商産業の基本施策に関する件  
三 中小企業に関する件  
四 資源エネルギーに関する件  
右各件は審査を終了するに至らなかつた。

平成十年七月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 商工委員長 斎藤斗志一

右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

労働委員長 田中 麗秋

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(小杉隆君外三名提出、衆法第二七号)  
二 建設行政の基本施策に関する件  
三 都市計画に関する件  
四 河川に関する件  
五 道路に関する件  
六 住宅に関する件  
七 建築に関する件  
右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

建設委員長 遠藤 乙彦

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 自衛隊員倫理法案等閉会中審査報告書(法第三七号)  
二 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(内閣提出第一〇九号)  
三 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)  
四 国の安全保障に関する件  
右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

環境委員長 山元 勉

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)  
二 労働関係の基本施策に関する件  
三 労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件  
右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 安全保険委員長 塩田 晋

右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

科学技術振興の基本施策に関する件等閉会中審査報告書

一 科学技術振興の基本施策に関する件  
二 原子力の开发利用とその安全確保に関する件  
三 宇宙開発に関する件  
四 海洋開発に関する件  
五 生命科学に関する件  
六 新エネルギーの研究開発に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

科学技術委員長 大野由利子

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 地球温暖化対策の推進に関する法律案等閉会中審査報告書  
二 地球温暖化対策の推進に関する法律案(内閣提出第一一一号)  
三 公害の防止に関する件  
四 自然環境の保護及び整備に関する件  
五 環境保全の基本施策に関する件  
六 公害健康被害救済に関する件  
右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

環境委員長 山元 勉

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 自衛隊員倫理法案等閉会中審査報告書(法第三七号)  
二 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(内閣提出第一一〇号)  
三 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)  
四 国の安全保障に関する件  
右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

平成十年七月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 予算委員長 越智 通雄

右各件は審査を終了するに至らなかつた。  
右報告する。

官報(号外)

平成八年度一般会計歳入歳出決算等閉会中審査報告書	一 平成八年度一般会計歳入歳出決算
一 平成八年度特別会計歳入歳出決算	一 平成八年度特別会計歳入歳出決算
二 平成八年度国税収納金整理資金受払計算書	二 平成八年度国税収納金整理資金受払計算書
三 平成八年度政府関係機関決算書	三 平成八年度政府関係機関決算書
四 平成八年度国有財産無償貸付状況総計算書	四 平成八年度国有財産無償貸付状況総計算書
五 平成八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百四十回国会、内閣提出)	五 平成八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百四十回国会、内閣提出)
六 平成九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	六 平成九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)
七 平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	七 平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)
八 平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	八 平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)
九 平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	九 平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)
一〇 平成九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	一〇 平成九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)
一一 平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	一一 平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)
一二 豚人歳出の実況に関する件	一二 豚人歳出の実況に関する件
一三 国有財産の増減及び現況に関する件	一三 国有財産の増減及び現況に関する件
一四 政府関係機関の経理に関する件	一四 政府関係機関の経理に関する件
一五 国が資本金を出資している法人の会計に関する件	一五 国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一六 國が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件	一六 國が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一七 行政監視に関する件	一七 行政監視に関する件
一八 平成八年度国税収納金整理資金受払計算書	一八 平成八年度国税収納金整理資金受払計算書
一九 国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案(山本泰史君外八名提出、衆法第三八号)	一九 国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案(山本泰史君外二十一名提出、衆法第三五号)
二〇 国会議員等の地位利用収賄等の処罰等に関する件	二〇 国会議員等の地位利用収賄等の処罰等に関する件
二一 公職選挙法の一部を改正する法律案(田中甲子号)	二一 公職選挙法の一部を改正する法律案(田中甲子号)
二二 政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案(閑谷勝嗣君外二十一名提出、衆法第三四号)	二二 政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案(閑谷勝嗣君外二十一名提出、衆法第三四号)
二三 政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出、衆法第一七号)	二三 政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出、衆法第一七号)
二四 政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外二十一名提出、衆法第二一号)	二四 政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外二十一名提出、衆法第二一号)
二五 政職選挙法の一部を改正する法律案(閑谷勝嗣君外二十一名提出、衆法第三二号)	二五 政職選挙法の一部を改正する法律案(閑谷勝嗣君外二十一名提出、衆法第三二号)
二六 公職選挙法改正に関する件	二六 公職選挙法改正に関する件
二七 石炭対策に関する件閉会中審査報告書	二七 石炭対策に関する件閉会中審査報告書
二八 災害対策に関する件	二八 災害対策に関する件
二九 物価問題等国民の消費生活に関する件閉会中審査報告書	二九 物価問題等国民の消費生活に関する件閉会中審査報告書
二一 沖縄及び北方問題に関する件	二一 沖縄及び北方問題に関する件
二二 消費者問題等に関する件	二二 消費者問題等に関する件
二三 沖縄及び北方問題に関する件	二三 沖縄及び北方問題に関する件
二四 関連特別委員長前田武志	二四 関連特別委員長前田武志
二五 衆議院議長伊藤宗一郎殿	二五 衆議院議長伊藤宗一郎殿











官報(号外)

平成十年七月三十日 衆議院会議録第一号 指定された議席

二二九	二二八	江波	中川	中野	望月	平沢	桜井	桑原	田中	田中	勝栄君	義夫君	正志君	聰徳君
二二〇	二二七	二二六	二二五	二二四	二二三	二二二	二二一	二二〇	二二九	二二八	二二七	二二六	二二五	二二四
二四九	二四八	二四七	二四六	二四五	二四四	二四三	二四二	二四一	二三九	二三八	二三七	二三六	二三五	二三四
池田	福田	佐田玄一郎君	村井	北村	木村	石破	細田	海江田万里君	坂井	松岡	森田	稲葉	高市	伊藤
元久君	康夫君	仁君	直人君	義雄君	茂君	正治君	博之君	吉隆君	利勝君	成文君	健作君	大和君	一三君	早苗君
二八一	二八〇	二七八	二七九	二七八	二七七	二七六	二七五	二七四	二七三	二七二	二七一	二六九	二六八	二六七
伊藤示一郎君	渡部	熊谷	日野	横路	鳩山由紀夫君	森	深谷	池田	佐藤	保岡	相沢	田中	丹羽	石川
恒三君	弘君	市朗君	一弥君	孝弘君	嘉朗君	隆司君	行彦君	信一君	英之君	正規君	忠治君	慶秋君	雄哉君	良行君
二八二	二八三	二八四	二八五	二八六	二八七	二八八	二八九	二九〇	二九一	二九二	二九三	二九四	二九五	二九六
三一三	三一四	三一五	三一六	三一七	三一八	三一九	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四	三〇三
林	古屋	山本	森	衛藤	安倍	遠藤	実川	今井	金田	佐藤	大野	菅	橋本龍太郎君	村岡
幹雄君	有二君	圭司君	英介君	利明君	晋三君	晟一君	幸夫君	英行君	宏君	剛男君	和那君	泰明君	修光君	松永
三一四	三一五	三一六	三一七	三一八	三一九	三一〇	三一一	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四五	三四四	三四三	三四二	三四一	三四〇	三四九	三四八	三四七	三四六	三四五	三四四	三四三	三四二	三四一
原田昇左右君	石橋	越智	通雄君	利生君	善之君	拓君	龜井	山崎	古賀	森山	船田	龜井	久野統一郎君	茂木敏充君
一弥君													御法川英文君	齊藤斗志二君



官 報 (号外)

報 告 書

右は、両院協議会の成案を得なかつた。

四七四	吉川 貴盛君
四七五	中島洋次郎君
四七六	橋 康太郎君
四七七	篠山 登生君
四七八	蓮実 進君
四七九	岸本 光造君
四八〇	熊代 昭彦君
四八一	栗本慎一郎君
四八二	横内 正明君
四八三	河村 長勢君
四八四	河谷 基遠君
四八五	福永 信彦君
四八六	中村喜四郎君
四八七	古賀 正浩君
四八八	遠藤 武彦君
四八九	柳本 卓治君
四九〇	原田 義昭君
四九一	中谷 元君
四九二	左藤 大野君
四九三	金子 一義君
四九四	篠川 功統君
四九五	柳本 勢君
四九六	額賀福志郎君
四九七	中村正三郎君
四九八	高村 正彦君
四九九	江口 一雄君
五〇〇	越智 伊平君

よって報告する。

平成十年七月三十日

内閣総理大臣の指名両院協議会

衆議院議長 中川 秀直

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

官 報 (号外)

平成十年七月三十日 衆議院会議録第一号

明治三十五年三月三十一日可日

発行所  
二東京一  
番京一  
大四都〇  
盛号港五  
省虎八  
ノ四四  
印門四  
刷二五  
局丁目

電話  
03  
(3587)  
4294

定額  
(本  
配本  
体  
送  
料  
一一  
別  
○○  
○五  
円)